

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量
岩手県水産技術センター大船渡研究室気中開閉器取替工事 一式
- (2) 業務案件の仕様その他明細
別添仕様書のとおり
- (3) 工事場所
岩手県水産技術センター大船渡研究室（岩手県大船渡市末崎町字鶴巻 120 番地）
- (4) 工事期間
契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿（電気設備）に登録されている者で、県内に本社、支店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所）を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者、若しくは更生手続きの開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始の手続開始の申立てがなされている者、若しくは再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札書提出日現在において、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準などに基づく指名停止の措置を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、令和7年2月21日（金）午後5時までに「入札参加資格申請書」を岩手県水産技術センター所長に提出しなければならない。
- (2) 開札日の前日までの間において、岩手県水産技術センター所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。
なお、その結果は令和7年2月27日（木）午後5時までにファクスにより通知するものとする。

る。

4 現場説明

行わない。

5 入札の方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。
なお、金額は訂正することができない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は取消しすることができない。
- (3) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

6 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年3月3日(月) 午前10時30分
- (2) 場 所 岩手県水産技術センター1階 小会議室
(岩手県釜石市大字平田第3地割75番地3)

7 入札保証金

免除

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が行った入札の場合
- (2) 入札書に記名押印がない場合
- (3) 入札書の金額を訂正した場合
- (4) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (5) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (6) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上の入札を行った場合
- (7) 代理人が委任状を提出せずに入札を行った場合
- (8) その他入札に関する条件に違反して入札を行った場合

9 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」の記載

- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「岩手県水産技術センター所長」とする）
- (6) 入札参加者の所在地又は住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者の所在地又は住所・氏名、受任者の氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

10 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 開札に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせて行うものとする。

12 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札を行うものとする。再度入札は2回を限度とする。

13 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
ただし、岩手県会計規則（平成4年3月31日規則第21号）第112条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 契約に関する事務を担当する機関の所在地及び名称
郵便番号 026-0001 岩手県釜石市大字平田第3地割 75番地 3
岩手県水産技術センター総務部 電話番号 0193-26-7911